

平成23年12月21日、第5回中標津町農業委員会総会を、中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	中	村	正	生
2番	笠	原	康	博
3番	房	川	喜	洋
4番	氏	家	康	夫
5番	杉	本	公	也
6番	柴	野	忠	征
7番	滝	本		広
8番	本	田	信	幸
9番	太	田		誠
10番	國	見	正	則
11番	久	保	伸	一
12番	小	沼		悟
13番	佐	々	木	邦
14番	重	松	秀	光
15番	纒	坂	尚	久
16番	金	刺	健	四郎
17番	安	田		稔
18番	戸	田	重	勝

附議した案件

議案第20号 現況証明願いについて

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第22号 河川法第24条の規定による許可申請について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告第11号 農地法第6条第1項の規定に基づく農業生産法人報告書について

報告第12号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事務局長	原田武志
農地係長・庶務係長	若森修二
農地主査	吉田佳弘
係	本間光代

(開会 10時37分)

議長

おはようございます。

ただ今の出席委員は18名でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立致します。

ただ今から、第5回中標津町農業委員会総会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

9番 太田 誠 委員

10番 國見 正則 委員

以上、2名を指名致します。

日程2、会務報告を事務局長から報告致します。

事務局長

事務局長

11月25日の総会以降につきまして会務報告を致します。

項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと思います。

はじめに、第3回臨時議会が11月28日に開催され、条例の一部改正等について審議し可決しております。会長が出席しております。

次に11月29日、北海道農業者年金協議会主催によります農業者年金加入推進特別研修会が札幌市で開催され、会長が講師として招かれ本農業委員会の加入推進について事例報告しています。

次に農業者年金加入推進セミナーが12月6日、全国農業委員会会長代表者集会在12月7日に東京・砂防会館で開催され、全国から市町村農業委員会会長および関係

者約1,000人参加しました。

セミナーでは「農業と暮らし～原発難民となって思うこと」と題した記念講演の後、4名のパネリストによる「更なる加入推進に向けて、いま何が必要か」をテーマとしたパネルディスカッションが行われ、取り組み事例の報告がありました。

安田会長も4名のパネリストの1名として、壇上で当委員会の加入推進の取り組み等について報告しております。

代表者集会では、第一部で農業委員会の「さらなる取組み」に期待するとの講演、及び3農業委員会から活動事例報告があり、第二部で要請・申し合わせ決議として、「東日本大震災からの復興と食と農業の再生に向けた要請決議」「TPP交渉参加撤回を求める要請決議」「地域に根差した農業委員会活動の更なる取組みに関する申し合わせ決議」「情報提供の一層の強化に関する申し合わせ決議」を原案のとおり決定し、大会終了後、北海道は6班に分かれ各班ごとに国家議員に対する要請活動を実施したところであります。

また、会議の合間を利用し、根室地方農業委員会連合会の独自要請を地元選出国会議員へ行ったところでもあります。

最後に、中標津町議会12月定例会であります。12月12日から16日までの日程で開催され、一般行政報告、教育行政報告、一般質問のほか、各会計補正予算、中標津町基本自治条例制定等について審議し可決しております。

本会議が開催された12日と16日、会長が出席しております。

以上会務報告と致します。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、議案第20号「現況証明願いについて」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 氏家委員

氏家委員 4番氏家です。

議案第20号「現況証明願いについて」(1)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 申請人の住所、氏名

中標津町字当幌

2. 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m ²	利用状況
		畑	農地・採草放牧地以外	19,177	山林

3. 申請の理由

地目変更登記のため

4. 見取図 別紙

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は、山林・宅地と使用されている土地で、平成23年11月9日に第4地区推進班で現地調査協議した結果、当該地は農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものです。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 久保委員

久保委員 1 1 番久保です。
議案第 2 0 号「現況証明願いについて」(2) について説明致します。
(以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 申請人の住所、氏名
中標津町字上標津
2. 土地の表示

所在	地番	公簿	現況	面積 m ²	利用状況
		牧場	農地・採草放牧地以外	1,583	原野

3. 申請の理由
地目変更登記のため
4. 見取図 別紙

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
経営移譲に伴い継承する 氏の所有農地を精査したところ、公簿上畑となっている土地について第 5 地区推進班で現地調査協議した結果、当該地については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものです。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2) の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程 4、報告第 1 0 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第 1 0 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による解約通知について」事務局より

ご説明致します。

議案は37ページをお開きください。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町字武佐
借主 中標津町字武佐
2. 解約する土地

所在	地番	現況地目	面積(m ²)	備考
		畑	33,708	
"		"	16,427	
		"	38,673	
"		"	10,426	
計 4 筆		畑	99,234	

3. 利用権の種類 使用貸借権
4. 契約期間 平成8年10月29日から永年
5. 合意解約成立の日 平成23年12月9日
6. 解約の理由 合意解約

この案件については、議案第21号(12)に関連するものであり、あっせん会議の結果、氏へ譲渡することとなり、現在使用貸借中の農地を期間内解約するものがあります。

以上です。

議長 以上で報告を終わります。

日程5、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 氏家委員

氏家委員 4番氏家です。

議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)について、一括説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字計根別

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	39,669	牧草畑
"		"	"	19,834	"
"		"	"	26,446	"
"		"	"	13,222	"

〃		牧場	採草放牧地	30,085	〃
		畑	畑	49,586	牧草畑
		牧場	採草放牧地	39,669	〃
〃		〃	〃	49,586	〃
計8筆 268,097㎡			畑	148,757	
			採草放牧地	119,340	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの

借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成23年12月22日から平成28年10月27日まで

6. 価格 年 223,340円

7. 資金調達方法 自己資金 223,340円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図別紙

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字当幌

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	10,350	牧草畑
〃		〃	〃	13,394	〃
〃		〃	〃	6,460	〃
〃		〃	〃	48,818	〃
〃		〃	〃	16,833	〃
〃		〃	〃	315	〃
〃		〃	〃	2,539	〃
計 7 筆			畑	98,709	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの

借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成23年12月22日から平成28年10月27日まで

6. 価格 年 115,420円

7. 資金調達方法 自己資金 115,420円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図別紙

この案件につきましては、農地保有合理化促進事業により が、離農した 氏から取得した農地を5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。(1)(2)の両借主は既存の認定農業者である近隣農家で、あっせん会議にて決定しました。

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(3)から(10)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 中村委員

中村委員 1番中村です。

議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(3)から(10)について、一括説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(3)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	48,916	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの

借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成23年12月22日から平成28年10月27日まで

6. 価格 年 73,360円

7. 資金調達方法 自己資金 73,360円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営		地計 m ²	家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²		
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

(4)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 札幌市中央区

借主 中標津町

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	19,263	牧草畑
〃		〃	〃	36,777	〃
計 2 筆			畑	56,040	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの

借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成23年12月22日から平成28年10月27日まで

6. 価格 年 18,340円

7. 資金調達方法 自己資金 18,340円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図別紙

(5)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	37,039	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの

借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定 (賃貸借)

5. 期間 平成23年12月22日から平成28年10月27日まで

6. 価格 年 57,780円

7. 資金調達方法 自己資金 57,780円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	営 地			経営形態
		畑 ㎡	採草放牧地 ㎡	計 ㎡	
人	人				畑作

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図別紙

(6)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字俵橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (㎡)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	37,039	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの

借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成23年12月22日から平成28年10月27日まで

6. 価格 年 57,780円

7. 資金調達方法 自己資金 57,780円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			経営形態
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				畑作

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図別紙

(7)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 札幌市中央区

借主 中標津町字依橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	6,311	牧草畑
"		"	"	54,728	"
"		"	"	3,621	"
"		"	"	37,997	"
計 4 筆			畑	102,657	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの

借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成23年12月22日から平成28年10月27日まで

6. 価格 年 146,800円

7. 資金調達方法 自己資金 146,800円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図別紙

(8)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 札幌市中央区

借主 中標津町

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	59,462	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

- 貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの
 借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの
 4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
 5. 期間 平成23年12月22日から平成28年10月27日まで
 6. 価格 年 85,620円
 7. 資金調達方法 自己資金 85,620円
 8. 借主の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図別紙

(9)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 貸主 札幌市中央区

借主 中標津町

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	38,573	牧草畑
"		"	"	9,621	"
計 2 筆			畑	48,194	

3. 許可を受けようとする事由
 貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの
 借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの
 4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）
 5. 期間 平成23年12月22日から平成28年10月27日まで
 6. 価格 年 68,420円
 7. 資金調達方法 自己資金 68,420円
 8. 借主の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図別紙

(1 0)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業
 貸主 札幌市中央区

借主 中標津町

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	49,726	牧草畑
"		"	"	25,586	
"		"	"	24,707	"
"		"	"	9,564	
"		"	"	38,723	
計 5 筆			畑	148,306	

3. 許可を受けようとする事由
 貸主 農地保有合理化促進事業により賃貸するもの
 借主 農地保有合理化促進事業により賃借し、規模拡大するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)
5. 期間 平成23年12月22日から平成28年10月27日まで
6. 価格 年 185,520円
7. 資金調達方法 自己資金 185,520円
8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業
 10. 見取図 別紙

これら8件の案件につきましては、農地保有合理化促進事業により
 が離農した 氏から取得した農地を、5年後の取得予定者に賃貸借するものであり
 ます。(3)から(10)の借主は認定農業者である近隣農家であり、あっせん会議に
 おいて決定しました。

別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし
 ているともとの判断致しました。

以上でございます。

- 議長 説明が終わりましたので、(3)から(10)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 (11)と(12)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 小沼委員

- 小沼委員 12番小沼です。
 議案第21号(11)(12)について、説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(1 1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字依橋

歳 無職

借主 中標津町字依橋

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	20,409	牧草畑
"		山林	"	10,534	"
	計 2 筆		畑	30,943	

3. 許可を受けようとする事由
 貸主 期間満了により再設定するもの
 借主 期間満了により再設定するもの
4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)
5. 期間 平成24年1月1日から平成27年12月31日まで
6. 価格 年 123,000円

7. 資金調達方法 自己資金 123,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	営 地			経営作物
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				馬鈴薯栽培

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別 紙

この案件につきましては、賃貸借の契約期間満了に伴い再設定するものであります。別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

(以下、議案資料を朗読)

(1 2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字武佐

歳 無職

譲受人 中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地 目		面積 (m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	33,708	牧草畑
"		"	"	16,427	"
		"	"	38,673	"
"		"	"	10,426	"
計 4 筆			畑	99,234	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 集積を図るため、離れ地を近隣農家に譲渡するもの

譲受人 譲渡を受け経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 7,441,000円

6. 資金調達方法 経済改善資金 7,400,000円

自己資金 41,000円

7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	営 地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛 頭

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別 紙

この案件につきましては、氏が自作する離れ地を集積するために譲渡するものであります。農地の集積を図るため、武佐地区の近隣農家を募りあっせん会議を開催し、氏に譲渡決定しました。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(11)と(12)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

(13)と(14)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國見委員

國見委員 10番國見です。

議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(13)(14)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(13)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字開陽

歳 無職

借主 中標津町字開陽

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	41,638	牧草畑
"		山林	"	6,648	"
"		畑	"	12,939	"
"		"	"	40,967	"
"		山林	"	9,979	"
"		畑	"	11,233	"
"		"	"	719	"
"		原野	"	2,030	"
計 8 筆			畑	126,153	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定(賃貸借)

5. 期間 平成24年1月1日から平成28年12月31日まで

6. 価格 年 319,000円

7. 資金調達方法 自己資金 319,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図別紙

(14)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

貸主 中標津町字開陽

歳 無職

借主 中標津町字開陽

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	8,600	牧草畑
		"	"	51,732の内 45,664	"
		"	"	45,657の内 39,249	"

		畑	畑	49,140の内 43,784	牧草畑
"		"	"	34,710	
"		原野	"	14,876	
"		畑	"	40,455	"
"		山林	"	7,746	"
		原野	"	3,307	"
"		"	"	1,914	"
計10筆			畑	240,305	

3. 許可を受けようとする事由

貸主 期間満了により再設定するもの

借主 期間満了により再設定するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 利用権の設定（賃貸借）

5. 期間 平成24年1月1日から平成28年12月31日まで

6. 価格 年 985,000円

7. 資金調達方法 自己資金 985,000円

8. 借主の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜 牛頭
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				

9. 適用 農業経営基盤強化促進事業

10. 見取図 別紙

この2件の案件につきましては、賃貸借の契約期間満了に伴い再設定するものであります。

別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(13)と(14)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、議案第22号「河川法第24条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 佐々木委員

佐々木委員 13番佐々木です。

議案第22号「河川法第24条の規定による許可申請について」(1)(2)につい

て一括説明いたします。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名
占有権の移転をする人 中標津町字俵橋
占有権の移転を受ける人 中標津町字俵橋

河川管理者 札幌市中央区

2. 許可を受けようとする土地の表示

河川の名称	使用場所	面積 (㎡)	使用目的
廃川敷地	地先 ()	2,140.25	採草地

3. 許可を受けようとする内容 廃川敷地占有の権利譲渡承認
4. 使用の期間 平成20年1月25日から平成24年7月2日まで
5. 見取図 別紙

(2)

1. 当事者の住所、氏名
占有権の移転をする人 中標津町字俵橋
占有権の移転を受ける人 中標津町字俵橋
河川管理者 札幌市中央区

2. 許可を受けようとする土地の表示

河川の名称	使用場所	面積 (㎡)	使用目的
廃川敷地	地先	2,447.38	採草地

3. 許可を受けようとする内容 廃川敷地使用の地位継承承認
4. 使用の期間 平成20年1月25日から平成24年7月2日まで
5. 見取図 別紙

この2件の案件につきましては、北海道で管理されている二級河川の河川敷地において、占有許可申請のため採草地として利用されている土地の内、(1)は、氏から農業生産法人へ権利譲渡に伴う占有者の変更、(2)は氏から農業後継者氏への地位継承による占有者の変更でございます。

廃川敷地占有の権利譲渡、地位継承に伴い、改めて河川法第24条の規定により河川管理者であるの許可が必要となることから、その申請に添付する農業委員会の意見書を求められたもので、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により、ご審議願うものです。

平成23年11月30日に第一地区推進班において現地調査したところ、それぞれ現在使用している経営農地の隣接地であり、適切に採草地として使用されておりましたので、当該申請は的確であると判断しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかりいたします。

本案は原案のとおり、宛送付することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、送付いたします。
日程 7、報告第 1 1 号「農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農業生産法人報告書について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 事務局長

事務局長 報告第 1 1 号「農地法第 6 条第 1 項の規定に基づく農業生産法人報告書について」ご報告致します。39 ページをお開きください。
平成 23 年度農業生産法人報告書に係るもので、ほか 4 法人から提出されたものでございます。
提出報告書の内容の確認を実施したところ、5 農業生産法人全て、農地法第 2 条第 3 項で定められた事業要件、構成員要件、役員要件を満たしておりました。
以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
以上で報告を終わります。
日程 8、報告第 1 2 号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第 1 2 号「農業経営改善計画認定について」事務局よりご報告致します。
議案の 41 ページをお開きください。
今回については、平成 23 年 5 月 23 日付から 11 月 22 日付で、認定のあった者について記載しておりますので、お目をとおして頂きたいと思います。
新規認定者 6 名、再認定者 17 名、計画認定変更者 3 名となっています。
以上です。

議長 以上で報告を終わります。
以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
本日は今年最後の総会ですので、私から一言ご挨拶を申し上げたいと思います。
今年は 3 月 11 日の東日本大震災によって多くの方が被災され、尊い命が亡くなり、また津波等により東京電力福島第一原発の事故などもありまして、多くの方が今もなお仮設住宅等に住んでおられます。
国による早い復旧・復興が望まれており、総理大臣も代わって復旧・復興が更に加速して進んでくれるのかと期待しておりましたが、それもなかなか進んでおりません。

なるべく早く元の生活ができるように願っているところであります。

今年は農業委員の改選があり、公選5名・推薦2名の新しい委員が当委員会に加わり半年が過ぎました。農地法が改正されたことにより、今までになく委員としての活動が忙しくなってきました。皆様方には大変ご苦勞をかけてとは思いますが、これも優良農地の確保、またその農地を次の時代に渡していかなければならない、農業委員会としての責任もありますので、皆さんの協力をいただきながら後継者等に農地を有効に使っていただけるようにみんなで対応していければと思います。皆さんの協力と事務局の協力により、今年一年難なく過ごさせていただきました。先ほどの委員協議会時にもお話が出ましたが、皆さんと情報共有できる形をつくり、委員会活動を更に活発にできればと思います。

今年も、残り十日となりました。ご家族共々健康で新しい年を迎えられますようにお祈りを申し上げ、また来年、元気で委員会活動・営農に励めればと思っております。

最後に皆さんのご活躍をご祈念申し上げて簡単ですけれども、最後の挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、第5回総会を閉会致します。

ご苦勞様でした。

(閉会 11時09分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年12月21日

会 長 _____

9 番 _____

10番 _____